

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひだまり

三 代表者の氏名

渡邊 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市千代田三丁目三番四十号トミタハイツ二百一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、「障がい児・者」に対して、安心して暮らせる生活の場（フリースペース）の提供、農業等を通じた「障がい者」の働く場を提供し、あわせて高齢者や子ども達等、誰もがそこにかかわれる環境を整備することにより、「障がい児・者」の地域への社会参加をすすめる、誰もが前向きにあたりまえに生きていけるような地域社会を創造し、福祉の増進に寄与することを目的とする。